令和４年度　Campus-in-Campus（CiC）留学マイスター認定制度
（CiC 協定校派遣学生への JASSO 奨学金支給制度）
応募要項

１．CiC 留学マイスター認定制度とは

CiC 協定校に交換留学をする学生が、留学中に自身で設定するチャレンジ活動等、認定のための条件を達成することをもって、大学が留学成果を認め、留学マイスターに認定する制度です。自身のチャレンジ活動について、最終報告会での報告を終えた学生には、本学より認定証を授与します。また、留学マイスター候補者より、優秀な学生には、留学期間中の滞在費等を支弁する日本学生支援機構（JASSO）奨学金を支給します。

２．対象者

- スチューデントサポートセンター国際交流支援室が実施する「【ＳＳＣ公募型】ＣｉＣパートナー校及び全学対象協定校への留学公募（https://ssc.sec.tsukuba.ac.jp/ssc_call）」にて、CiC 協定校への留学が内定した者。
- 大学院生で、ＣｉＣ協定校への研究を主体とした交換留学が内定した者。

３．CiC 留学マイスター認定のための条件

- 設定したチャレンジ活動（別紙１参照）の達成に努めること（全員）
- 学群生においては、毎月活動報告書を提出し、留学終了後に最終報告書を提出すること
- 留学報告会（別紙１参照）に参加すること（全員）
- 留学後はできる限り学内の留学関係イベントに協力し、他の学生（本学学生・CiC 協定校の学生）の留学に関するサポーターを務めること（全員）
- 本学事務との連絡を密にし、奨学金支給に係る必要提出書類等の期限を守ること（全員）
- その他、留学に必要な手続き等を遅滞なく行うこと（全員）

４．選考及び決定

留学選考委員が申請書及び面接を踏まえて選考、決定します。CiC 留学マイスターの候補者となった者の中より、優れた学生をＪＡＳＳＯ奨学金支給者として決定します。

５．選考結果の通知

留学面接の結果通知から１週間以内に、個別にメールで連絡します。

６．JASSO 奨学金について

JASSO 奨学金は、CiC 協定校への交換留学を促進するため、留学期間中の滞在費等を支給する奨学金制度です。受給には、CiC 留学マイスター候補者であることの他に、下記の条件及び JASSO が指定する支給基準を満たす必要があります。支給基準の詳細については別紙２を参照してください。

○支援対象期間

令和４年度に開始し、１２か月を超過しない期間。

※年度内に実渡航が開始できない場合、支給は取り消されますのでご承知おきください。

○支給金額

月６万円～8 万円※

※CiC 校所在国・地域の支給金額
月８万円：アメリカ、オランダ、ドイツ、フランス
月７万円：カザフスタン、マレーシア
月６万円：台湾、ブラジル

○採用人数

未定

７．注意

現在新型コロナウィルス感染症の影響により、世界的に外務省の海外安全情報のレベルが２以上の状態が継続しています。本学としては、「海外での危機発生時における学生及び教職員の渡航等に関する指針（学長決定）」（https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/go-abroad-stay/safety/pdf/otn-sisin.pdf）で定めるとおり、危険情報または感染症危険情報レベル２以上の国・地域への海外渡航は原則として取り止めるよう要請しています。特別措置として、大学間協定に基づく１年間（実際の派遣期間９カ月以上）の留学については海外渡航が認められる場合があり、現状では、同措置により渡航留学が許可された場合に限り、本制度の適用及び奨学金の支給が可能となります。なお、本制度の採択後であっても、外務省の渡航禁止勧告の発出等により、実渡航による留学が不可能となった場合には奨学金の支給が取り消しとなることがありますので、あらかじめご了承願います。

本件問い合わせ先：

教育推進課スーパーグローバル大学事業推進室
学生交流課 CiC 担当
cic.exchange@un.tsukuba.ac.jp　　※メールで問い合わせること

令和 4 年度　Campus-in-Campus（CiC）留学マイスター認定制度
（CiC 協定校派遣学生への JASSO 奨学金支給制度）
候補者の義務について

1．チャレンジ活動の設定と達成への努力

CiC 留学マイスター認定のため、自身で留学期間中のチャレンジ活動を設定し、達成すべく努めてください。

＜チャレンジ活動の設定方法＞

下記より課題を選択し、具体的な達成目標（定量的に判断可能なもの）について申請書に記載してください。課題は 1 つ以上、3 つまでとします。

課題番号	課題名
1	現地学生や地域の人との交流
2	自身の留学中の活動に関する SNS 配信（※配信内容には十分注意すること）
3	留学 PR 動画の撮影
4	現地学生や地域の人との言語交換
5	現地の文化に触れる活動への参加
6	ボランティア活動への参加
7	フィールドワーク
8	研究活動
9	語学試験
10	現地語の習得
11	その他、独自に設定する活動

※大学院生で、研究を主体とした交換留学をする者については、「8．研究活動」を中心に記載してください。なお、興味のある活動があれば他 2 つまで記載していただくことは可能です。
※やむを得ない事情により、あらかじめ設定したチャレンジ活動の達成が困難となった場合は、その旨申告してください。事情を踏まえ、チャレンジ活動の変更を認めることがあります。

２．Teams「Campus in Campus 留学」チームへの参加

留学中の全体への連絡は「Campus in Campus 留学」チームで行います。いいねボタン等で閲覧したことを示してください。

３．毎月の活動報告書及び最終報告書（学群生）

「Campus in Campus 留学」チームに毎月の活動報告書を投稿してください。写真等を使用し、自身が 1 か月をどのように過ごしたか、わかりやすく記してください。

4 .留学報告会での報告

年 2 回、留学報告会を本学留学フェアに合わせて実施します。留学期間終了後直近の留学報告会にて報告していただくことを基本とします。報告会にて成果を確認し、CiC 留学マイスター認定証を発行します。

5．留学希望者への留学相談等、サポーターとしての役割

留学マイスターに認定された者は、スチューデントサポートセンターで実施している留学相談や留学フェア等にて、可能な範囲で相談員として活動していただきます。詳細は留学後に別途、連絡します。

6．JASSO 奨学金支給とチャレンジ活動の達成の関係について

CiC 留学マイスター候補者の中で、より優秀な学生に、留学期間中 JASSO 奨学金が支給されます。マイスター認定については、チャレンジ活動達成に係る義務の履行がなされたかによって可否が決定しますが、JASSO 奨学金の支給については、留学前に決定し、著しい義務の不履行や犯罪行為等、支給基準を逸脱する事象が生じない限り、留学期間中の打ち切り等は想定していません。また、チャレンジ活動が達成できていないことのみを理由に返還を要求することもありません。

〔JASSO 奨学金の支給基準〕

※ここに掲載するものは 2021 年度のものとなります。2022 年度の支給基準についても大きな変更はないものと思われますが、公表され次第最新の支給基準を確認するようにしてください。

○ 奨学金支給対象者の資格及び要件

JASSO 海外留学支援制度により支援を受ける資格を有する者は、本学の正規課程に学位取得もしくは卒業を目的として在籍し、本学の採択プログラムに参加を認める者で、次の①～⑧に掲げる要件をすべて満たす者です。

① 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者（※定住者は含まれません。）

② 学生交流等に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者

③ 経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者

機構が実施する 2021 年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者を優先とします。

参考：日本学生支援機構による奨学金採用基準

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/daigaku/index.html（学群）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/in/index.html（大学院）

④ 派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者

⑤ 派遣プログラム終了後、在籍大学等に戻り学業を継続し、在籍大学等の学位を取得する者または卒業する者

⑥ 在籍大学における学業成績が優秀で人物等が優れており、かつ別紙 1 に定める方法で求められる、在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が 2.30 以上（3.00 満点）である者

⑦ 本制度以外の、派遣プログラム参加のための奨学金等（渡航に係る費用及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない）を受ける場合、当該奨学金の支給月額（複数の団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額）が本制度による奨学金月額を超えない者。

⑧ 外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル 2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域（都市）以外に派遣される者

注 1） 外務省の「海外安全ホームページ」の地図に、派遣先大学等の都市名が書かれていない場合は、地図を見て判断してください。

注 2） 派遣学生の留学期間中に派遣先大学等の所在地が「レベル 2」以上に該当する地域になった場合は、奨学金の支給を原則見合わせます。

【本学側での補足】

※⑦に関し、「海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）」奨学金を受けることが決まっている場合、当該奨学金の規程により併給が認められません。

※⑧に関し、2021 年 9 月現在、以下の 2 点を条件として、海外渡航感染症レベル 2 以上に該当する国・地域であっても JASSO 奨学金の支給が可能となりました。しかしながら、依然として渡航が推奨されるものではありません。本学では「海外での危機発生時における学生及び教職員の渡

航等に関する指針」に基づく「学生の渡航に関する特別措置に係る申合せ」を定めており、これに従って本学での渡航の承認を得ている学生に対しては、留学許可書の写し及び誓約書の提出をもって本制度による JASSO 奨学金の支給をいたします。

1．大学間交流協定等に基づく 1 年間（実際の派遣期間 9 か月以上）の海外留学プログラムであること
2．インド、パキスタン、ネパールを除く国・地域（新型コロナウィルス感染症の事由によりレベル 2 又はレベル 3 になっている場合のみ
3．大学が学生の安全確保に万全を期すること

（成績評価係数の算出方法）

以下の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出してください。履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数を全て単位数に置き換えて算出してください。（小数点第 3 位を四捨五入）

	成績評価				
4段階評価（パターン1）		優	良	可	不可
4段階評価（パターン2）		A	B	C	F
4段階評価（パターン3）		100～80点	79～70 点	69～60 点	59点以下
4段階評価（パターン4）		89～80 点	79～70 点	69～60 点	59点以下
5段階評価（パターン5）	S	A	B	C	F
5段階評価（パターン6）	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

（計算式）

$$\frac{(\text{評価ポイント 3 の単位数}*3)+(\text{評価ポイント 2 の 単 位 数 }*2)+(\text{評価ポイント 1 の単位数}*1)+(\text{評価ポイント 0 の単位数}*0)}{\text{総登録単位数}}$$

1） 在籍課程の前年度の成績が選考時までに判明しない場合

原則、選考時の前学期分の成績から算出してください。前学期分の成績も判明しない場合は以下を参照してください。

※1　学部 1 年次 1 学期目の者は、高等学校年次の成績での算出は認められません。

※2　修士 1 年次 1 学期目の者は、学部最終年次の成績から算出しても構いません。

※3　博士 1 年次 1 学期目の者は、修士最終年次の成績から算出しても構いません。

※4　前年度休学者は前々年度の成績から、前年度後期休学者は前年度前期の成績から算出してください。